

名 称	住居確保給付金について、郵送で申請を受け付けています
受付日	<u>令和2年5月11日(月曜日)</u> から
担 当	市民福祉部 社会福祉課 直通 055-934-4863 内線 2062

1 内 容

この度、住居確保給付金について新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しつつ、申請の受理から支給決定までの手続きを迅速化するため、郵送で申請を受け付けることとしましたので、お知らせいたします。

2 経 過

住居確保給付金は、離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに住居と就労の機会の確保の支援を行うものです。令和2年4月20日から対象者が拡がり、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられていることから、申請を迅速に受けるものです。

3 申請方法

別紙参照（市・ホームページに掲載予定）

住居確保給付金について、郵送で申請を受け付けています

離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに住居と就労の機会の確保の支援を行います。

感染防止、混雑緩和のため郵送にて申請を受け付けています。

郵送の場合は、紛失防止のため、簡易書留、レターパックプラス、レターパックライト等をご利用ください。

ご不明な点がある場合、申請書等を印刷できない場合は、お電話でお問い合わせください。

来所でのご相談をご希望の場合は、必ず事前にお電話にてご連絡ください。

○支給要件

次の1から7のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 離職・廃業、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失するおそれがある
2. 次のいずれかに該当する方

ア 申請日において離職・廃業の日から2年以内であり、離職・廃業の日において世帯の主たる生計維持者であった。

イ やむを得ない休業等により離職・廃業と同程度の状況にあり、申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である。

※自営業の方やフリーランスの方、学費も生活費もご自分で賄っている学生の方も対象となります。

3. 申請日の属する月において、世帯収入の合計額が、収入基準額以下である

収入基準額（令和2年度）

世帯人数	基準額	家賃の上限額	収入基準額（※）
1人	81,000円	37,000円	118,000円
2人	123,000円	44,000円	167,000円
3人	157,000円	48,000円	205,000円
4人	194,000円	48,000円	242,000円
5人	232,000円	48,000円	280,000円

※家賃額が家賃の上限額以下の場合は、収入基準額は家賃と基準額の合計額となります。

6人以上は限度額が変わるため、お問い合わせください。

4. 申請日において、世帯における金融資産の合計額が、金融資産の上限額以下である

金融資産の上限額（令和2年度）

世帯人数	金融資産の上限額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

5. 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
6. 世帯員に職業訓練受講給付金等を受けている者がいない
7. 世帯員に暴力団員がいない

○支給額・支給期間・支給の流れ等

支給額

毎月、家賃額（共益費・管理費・駐車場代等は除きます。）を賃貸人・管理会社等に直接振り込みます。

ただし、申請日の属する月における、世帯の収入額が基準額を超える場合や家賃が家賃上限額を超える場合は、次に掲げる計算式により算出される金額が支給額となります。

$$\text{支給額} = \text{収入基準額} - \text{月の世帯の収入額}$$

支給期間

原則3か月

※支給要件に該当する場合は、3か月ごとに2回を限度として延長することが可能です。

支給までの流れ

1. 市に郵送にて申請
2. 審査
3. 支給決定
4. 請求関係書類の提出
5. 沼津市から、賃貸人・管理会社等の口座へ直接振り込み

受給中の義務

支給期間中は、下記を守っていただく必要があります。

月1回、本市に求職活動状況等について報告すること

申請に必要な書類

1. 提出書類確認リスト
2. 住居確保給付金支給申請書
3. 住居確保給付金申請時確認書
4. 入居予定住宅に関する状況通知書（*） 又は 入居住宅に関する状況通知書（*）
5. 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等）の写し
6. 離職・廃業された場合は、2年以内に離職・廃業されたことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証等）の写し
7. やむを得ない休業等の場合は、減収したことが確認できる書類（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフト表等）の写し
8. 世帯全員の資産が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）
9. 世帯全員の給与明細書（申請月+過去3か月分）の写し
10. 世帯全員の自営業等の事業収入および経費の額が確認できる書類（申請月+過去3か月分）の写し
11. 賃貸借契約書の写し（*）

（*）の書類の準備が間に合わない場合でも申請は可能ですが、提出がないときは、支給決定が遅れる場合があります。